

関連会社申告書

当社と他の宍粟市の競争入札参加資格登録業者との資本関係及び人的関係は次のとおり相違ありません。なお、虚偽記載や記載漏れが判明するなどした場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。

記

工事名	宍粟市指定文化財山崎藩陣屋門と左右の土塀保存修理
-----	--------------------------

- 1 該当の有無 該当あり
- 該当なし
(いづれかに☑を入れること)

2 資本関係に関する事項

(1) 子会社等と親会社等の関係にある場合【基準第2条(1)ア】

① 親会社等(会社法第2条第4号によるもの・所属する協同組合)

商号又は名称	建設業許可番号	所在地	理由

② 子会社等(会社法第2条第3号の2によるもの)

商号又は名称	建設業許可番号	所在地	理由

(2) 親会社等と同じくする子会社等間士の関係にある場合【基準第2条(1)イ】

商号又は名称	建設業許可番号	親会社等の商号又は名称

※基準第2条(1)ア及びイに該当する場合、株主(出資者)調書(写し)を添付すること。

3 人的関係に関する事項【基準第2条(2)】

自 社		兼任先及び兼務先での役職		
役職名	氏 名	商号又は名称	建設業許可番号	役職名

令和 年 月 日

宍粟市長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者

別記参考

※ 理由欄にご記入ください(①、②イなど)(会社法施行規則第3条及び第3条の2)
(会社法施行規則第3条及び第3条の2)

① 議決権の50%超を自己(子会社等を含む。以下同じ)の計算で所有	注1
② 議決権の40%以上を自己の計算で所有し、次のイ～ホのいずれかに該当	
イ 自己所有等議決権数の割合が50%超	注2
ロ 取締役会の構成員の過半数が自己の役員・業務執行社員・使用人	注3
ハ 重要な財務・事業の方針を決定する契約等が存在	
ニ 負債総額に占める自己の融資(債務保証等も含む。)の割合が50%超	注4
ホ その他重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在	
③ 自己所有等議決権割合が50%超であって、上記②ロ～ホのいずれかに該当する場合	

注1 更生会社、民事再生中の会社等で、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下同じ。

注2 自己所有等議決権の割合等とは、自己所有分、自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者の所有分、同一の内容の議決権行使に同意している者の所有分、自己(自然人に限る)の配偶者又は二親等内の親族の所有分の合計をいう。

注3 自己の役員・業務執行社員・使用人であった場合を含む。自然人の場合は、自己と配偶者又は二親等内の親族を含む。

注4 自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者及び自己(自然人に限る)の配偶者又は二親等内の親族が行う融資額を含む。

(備考)

- ・ 記入の対象となるのは、宍粟市の競争入札参加資格者名簿に登録されている者に限ります。
- ・ 記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を追加して用いること。
- ・ この申告書に記載された事項が事実と相違することが明らかとなった場合には、宍粟市指名停止基準の規定に基づく指名停止等の措置を行うことがあります。